

○情報セキュリティリスク管理室規程

〔平成26年12月18日〕
〔法人規程第71号〕

改正 平成27年法人規程第25号

平成28年法人規程第43号

情報セキュリティリスク管理室規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する情報セキュリティリスク管理室（以下「管理室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第2条 管理室は、情報を担当する副学長の下で、次に掲げる業務を行う。

- (1) 筑波大学の情報セキュリティリスクマネジメントに関すること。
- (2) 筑波大学の情報セキュリティの助言に関すること。
- (3) 筑波大学全学リスクマネジメント委員会との連携に関すること。
- (4) その他情報セキュリティリスクマネジメントに関すること。

(組織)

第3条 管理室は、次に掲げる室員で組織する。

- (1) 情報セキュリティリスク管理室長（以下「室長」という。）
- (2) 情報を担当する副学長が大学職員のうちから指名する者

(室長)

第4条 室長は、学長が任命する。

- 2 室長は、管理室の業務を総括する。

(室員の任期等)

第5条 室員の任期は2年とする。ただし、任期の終期は、室員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

- 2 補欠の室員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 前2項の室員は、再任されることができる。

(事務)

第6条 管理室の事務は、当分の間、学術情報部情報基盤課において処理する。

附 則

この法人規程は、平成27年1月1日から施行する。

附 則（平27.3.26法人規程25号）

- 1 この法人規程は、平成27年3月26日から施行する。
- 2 この法人規程施行前に室員であった者については、この法人規程により室員として指名されたものとみなす。ただし、その任期は、改正後の情報セキュリティリスク管理室規程第5条第1項の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

附 則（平28.3.24法人規程43号）

この法人規程は、平成28年4月1日から施行する。